

事務連絡  
令和3年3月31日

子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者 様

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」  
の改正について

「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（平成27年6月厚生労働省作成。以下「マッチングサイトガイドライン」という。）の適合状況確認等事業への御協力につきまして、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会において、ベビーシッターによるわいせつ事案への対応について検討が行われ、令和3年2月19日に議論のとりまとめが行われたところです。

本とりまとめにおいて、マッチングサイトガイドラインの改訂を行うべきとされたことを受け、別添のとおり改訂することとしましたので、内容について御確認いただくとともに、改めてマッチングサイトガイドラインの遵守をお願いします。